

佐賀県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年四月二十八日から平成二十一年五月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十八日

佐賀県知事

古 川

康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知山内線	武雄市山内町大字鳥海字寺ノ前九九五 四番三地先から 武雄市山内町大字三間坂字松ノ元一二 三三八番一地先まで	平成二一・四・二八